

第1子から支給

|     |     |         |
|-----|-----|---------|
| 現行  | 第3子 | 30,000円 |
|     | 第4子 | 40,000円 |
|     |     | ↓       |
| 改正後 | 第1子 | 10,000円 |
|     | 第2子 | 20,000円 |
|     | 第3子 | 30,000円 |
|     | 第4子 | 40,000円 |

29年4月1日実施

ワンツ共済

# 東海一般

東海建設業組合・三重県人材派遣連絡協議会

発行

本部 四日市市芝田1丁目11-27  
 ☎(059)356-1017  
 中勢支部 松阪支部 津市上弁財町18-13ワーブビル2F  
 ☎(059)213-1193  
 伊賀支部 伊賀市上林670 ☎(059)213-1193  
 南勢支部 伊勢市本町2-4 ☎(0596)29-1717  
 HP://www.tokai-ippan.net/



▲三重銀行本店＝四日市市西新地で



▲第三銀行本店＝松阪市京町で

## 三重銀行 第三銀行 統合交渉

三重銀行（四日市市）と第三銀行（松阪市）が経営統合を視野に交渉を進めています。人口減少や貸出金利の低下で収益環境が悪化する中、規模拡大で生き残り

を狙うとみられています。今年度内にも合意し、17年度中の統合を目指します。両行は三重県では百五銀行に続く2・3番目の地銀。三重銀行の地盤は三重北部や愛知県内の中堅・中小企業が中心。一方、第三銀行は一次産業や観光業が盛んな三重南部を地盤としています。

三重銀行は「名古屋金利」と呼ばれる低金利の貸し出し競争に追われ、収益が悪化。さらには昨年二月に日銀が導入したマイナス金利の影響で経営は厳しさを増すなど対応の不備が露呈していました。また、第三銀行は昨年九月

に三百億円の公的資金を受けると両行とも統合への下地が整っていました。第三銀行は三井住友系列で役員も同行出身者で占められています。それだけに今回の統合には金融機関の関係者は驚いています。体力に余裕がある三重銀行の主導で今回の統合交渉が進めば、融資審査が厳しい住友だけに景気に左右されやすい建設業関係企業には不利になるのではとの

## 東海地方の地銀の貯金残高ランキング

| 銀行名       | 預金残高   | 純利益 |
|-----------|--------|-----|
| 1 十 六     | 5兆4379 | 64億 |
| 2 大 垣 共 立 | 4兆6987 | 95億 |
| 3 百 五     | 4兆6426 | 42億 |
| 三重+第三     | 3兆5070 | —   |
| 4 名 古 屋   | 3兆2565 | 26億 |
| 5 愛 知     | 2兆7243 | 25億 |
| 6 第 三     | 1兆7814 | 18億 |
| 7 中 京     | 1兆7438 | 15億 |
| 8 三 重     | 1兆7256 | 19億 |
| 東海労金      | 1兆5319 | 27億 |

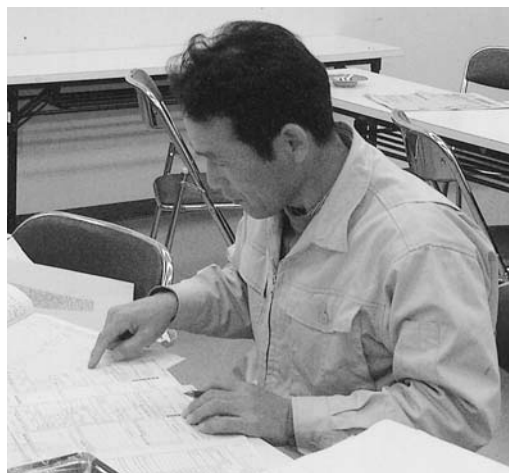
融資審査厳しさが増す可能性も

組合員が利用する東海労働金庫は預金一兆五千三百九十九億円、職員六四七名、店舗数四二店舗、団体会員数五千五百五十七会員です。間接構成員一二七万人。同金庫は住宅・車に特化して融資を行っており、組合員の利用は年々増えていきます。今回の三重銀行と第三銀行の統合によりますます労働金庫への期待感が高まるのが予想されています。

## 東海労働金庫は預金一兆五千億

懸念が付きまといっています。統合すれば総資産約四兆円となり、百五銀行の四兆六千億に迫る見通し。また、第三銀行がメインバンクの企業

# 税金申告 建設業は好況業種



確定申告は日頃の帳簿の整理が基本です。一方、マイナンバーの導入で調査能力も格段に向上し適切な税務申告が求められています。今年から申告用紙に家族全員のマイナンバー記載が義務付けられました。申告時にマイナ

確定申告の時期となりました。建設業界は公共工事の拡大や人手不足などから受注単

価が上がり、収益も増加傾向となっています。税務当局も好況業種として建設業を位置付けています。

# 家族マイナンバー必要です

## 追加相談会を開催

確定申告の時期となりました。建設業界は公共工事の拡大や人手不足などから受注単価が上がり、収益も増加傾向となっています。税務当局も好況業種として建設業を位置付けています。

ら組合の一括申告を廃止、組合員本人の提出に変更しました。追加の相談会は順次開催します。希望者は組合に連絡して予約をしてください。相談時の必要書類等は一月号の新聞で確認してください。

## 税務申告・税務調査



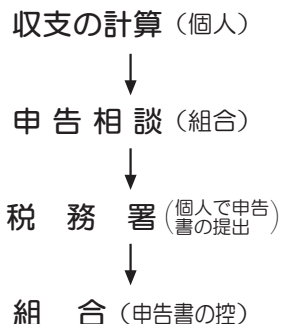
長田税理士 建設業以外の方も MKC 三重計算センター有限公司 ☎059-355-4111

当組合と提携関係にある長田税理士(三重計算センター(有))では日常の記帳指導から税務調査まで対応しています。建設業以外の方でも相談に応じています。

## 同居親族の給与支払は？

青色申告でない場合、奥さんや息子さんに支払った給与分は経費として一切認められません。税務調査があれば給与として支払った金額が全額認められず、所得として見なされとんでもない額を追徴されることとなります。もちろん、同居していなければ、使用人と同様、経費として認められますので、青色申告前に組合に相談してください。

## 申告書の提出方法



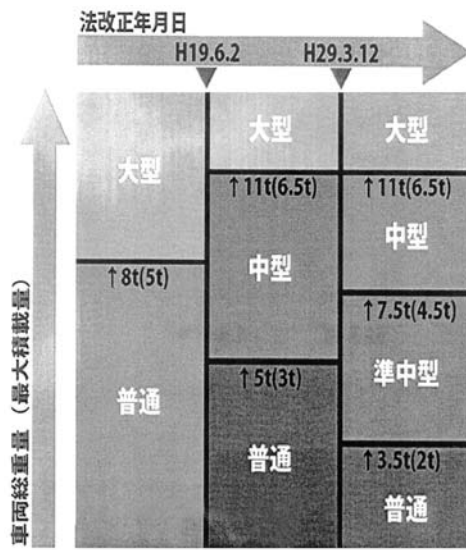
# 防水関係者

防水材、床材や全天候型舗装材などに利用されているウレタン樹脂の硬化材に化学物質の「MOC A」が含まれ、膀胱がん発症の原因が指摘されています。防水施工時

にMOC Aそのもののガスや蒸気を吸引する恐れは少なく、肌からの経皮吸収が危険だとされています。

厚生省はMOC Aと膀胱がんとの因果関係の調査を進めています。MOC Aを取り扱った事業所や関係団体に対し健康障害の防止対策の徹底を指導するよう各労働局・労働基準監督署へ要請しました。

## 膀胱がん MOC A対策を要請 厚労省



# 準中型免許

29年3月12日施行



# 18歳以上で免許取得

平成29年3月12日に道路交 通法が改正されて、普通免許 と中型免許の間に「準中型免 許」が新設されます。

この法律改正後は普通免許 の車輛総重量と最大積載量が

引き下げられます。今から免 許取得を考えている人は道路 交通法改正前に取得しておく のが断然お薦めです。また、 すでに免許を取得している人 も次の免許の更新のときに法 改正後の基準に合うように免 許証の記載が変更されます。

法改正前に取得した普通免 許は、法改正後の免許更新の ときに準中型免許に変わります。免許更新のときに「何こ れ！」って驚かないようにし てくださいね。

18歳以上であれば普通免許 の経験がなくても準中型免許 が取得できます。現行制度で は中型自動車(5トン以上11 トン未満)は20歳以上でかつ 経験が2年以上でなければ取 得することができません。し た。そこで普通免許と中型免 許の間に準中型免許を新設し、 準中型免許を取得するため普 通自動車教習と小型貨物自動 車教習を結合させ、18歳の免 許不保持者が直接中型免許を 取得でき、小型貨物自動車(5 トン超で積載量2トンクラス の職業用貨物トラック)を運 転することができるように なります。

**4,000円(上限) インフルエンザ 予防接種の補助**

建設国保加入者の家族 全員が対象です

※詳しくは組合まで

**インフルエンザ大流行**

インフルエンザが大流行しています。予防接種するとインフルに感染しても重症化を軽減できます。特に免疫力が弱いお子さんや高齢者は早めに予防接種を受けてください。



**長時間労働は違法 企業に強制調査も 労基局**

違法残業で厚生労働省は 電通・三菱電気を強制調査、 また関西電力の社長を呼び つけ労働時間を適切に把握 するように指導しました。各 社とも社員が過労自殺して います。

労働局の監督指導や捜査 の中心はこれまで、建設作 業員や工場労働者といった

ブルーカラーの色彩が濃い 職場が主でした。ただ、最 近では建設現場などでの労 働災害による死傷者は減少 傾向にあり、今回のホワイ トカラー職場への監視強化 は労働局に人的余力が生ま れたことも背景になってい ると思われます。

しかし、組合員の職場で は労働時間や残業など労 働条件はあいまいで労使 トラブルが発生する下地 が強まっています。

※労基署は労働者の申し 出により事業場の立ち 入り調査をし違反があれ ば是正勧告して改善を促 します。悪質なケースでは 強制調査もします。

長時間労働に目を光らす 三重労基局(津)



**建設現場では足場からの墜落・転落事故が多く発生しています**

## 「特別教育」義務付け

平成29年6月30日まで

建設現場で 広く使用され ている足場か らの墜落・転 落による労働 災害が多く発 生しています。

厚生労働省 は安全衛生規 則を改正し、 平成27年7月 1日以降、足 場の組み立て、 解体または変 更の作業に従 事する労働者 に、「特別教育」(6時間) を義務付けし ました。平成 27年7月1日 現在満18歳以上の方は6時間 が3時間に短縮されます。足 場材の緊結や取り外しの作業 や足場上の補助作業は該当し

| 特別教育の日程 |                    |
|---------|--------------------|
| 日時      | 4月10日(月)           |
| 場所      | サンワーク津             |
| 日時      | 5月23日(火)           |
| 場所      | 四日市市民交流会館          |
| 受講料     | 7,500円             |
| 問合せ     | (建災防) 059-227-5922 |

建設現場で 広く使用され ている足場か らの墜落・転 落による労働 災害が多く発 生しています。

厚生労働省 は安全衛生規 則を改正し、 平成27年7月 1日以降、足 場の組み立て、 解体または変 更の作業に従 事する労働者 に、「特別教育」(6時間) を義務付けし ました。平成 27年7月1日 現在、その業務の従事者は 平成29年6月30日までの間は 経過措置がありますので、こ の期間中に特別教育を受ける ようにしてください。

次の方は特別教育の全部を 省略できます。

- ・足場の組み立て等の作業主 任者技能講習修了者
- ・とびの1級または2級の技 能検定合格者
- ・とびの職業訓練指導員免許 を受けた者

※申込みは建災防へ

## 再婚26% 結婚

二〇一五年に結婚した夫婦 のうち、両方またはいずれか が再婚だった割合は26・8% で全体の4分の1を占めるこ とが厚生労働省がまとめた人

口統計で分かりました。15年 の結婚は63万5156件。夫 婦とも初婚だったのは46万 4975件(73・2%)。夫だけ が再婚なのは6万3588件 (10%)、妻だけ再婚は4万 5268件(7%)で夫婦いず れも再婚だったのは6万13 25件(9・7%)になりました。